

## 1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

### (1) 北部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、能勢東西線及び五月山線の廃止を行い、併せて池田山之手線の延長の変更を行う。

対象市町名	路線名	変更区域	変更内容
能勢町	3・5・322-2号 能勢東西線	豊能郡能勢町今西、森上、栗栖、 片山及び大里地内	廃止
池田市	3・6・204-11号 池田山之手線	池田市城山町及び綾羽二丁目 地内	延長の変更
	3・6・204-25号 五月山線	池田市城山町、綾羽二丁目及び 木部町地内	廃止

### (2) 東部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、八島大久保線の一部区間を廃止し、金田藤田線、土居駅高瀬線及び深野大阪線の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
守口市	3・4・209-5号 八島大久保線	守口市大久保町三丁目及び大 久保町四丁目地内	一部区間の廃止
	3・4・209-6号 金田藤田線	守口市大久保町二丁目、大久保 町三丁目、大久保町四丁目、藤 田町二丁目及び藤田町三丁目 地内	廃止
守口市 大阪市	3・5・209-19号 土居駅高瀬線	守口市文園町、梅園町、小春町、 馬場町一丁目、高瀬町一丁目、 高瀬町二丁目、高瀬町三丁目、 高瀬町四丁目、高瀬町五丁目、 及び南寺方北通一丁目並びに 大阪市旭区清水五丁目地内	廃止

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
守口市 門真市	3・5・209-20号 深野大阪線	守口市南寺方北通一丁目、南寺方北通二丁目、南寺方中通一丁目、南寺方中通二丁目、南寺方中通三丁目、寺方元町四丁目、寺方本通一丁目、寺方本通二丁目、寺方本通三丁目、寺方本通四丁目、寺方錦通一丁目、寺方錦通二丁目、寺方錦通三丁目、寺方錦通四丁目及び東郷通三丁目並びに門真市桑才新町地内	廃止

### (3) 南部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、都市計画決定後長期にわたり事業着手されていないものについて、計画の必要性和事業の実現性を評価した結果、津堂藤井寺線、北条道明寺線、狭山堺線、狭山三日市線及び長野富田林線を廃止し、堺大和高田線及び狭山環状線の一部区間の廃止を行う。また併せて、狭山環状線の名称の変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
藤井寺市	3・4・226-4号 堺大和高田線	藤井寺市国府一丁目、国府二丁目、国府三丁目、道明寺一丁目、沢田二丁目、沢田三丁目及び沢田四丁目地内	一部区間の廃止
	3・5・226-9号 津堂藤井寺線	藤井寺市津堂二丁目、小山一丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、大字津堂、小山新町、小山藤美町、小山藤の里町、岡一丁目、御舟町、東藤井寺町及び藤井寺一丁目地内	廃止
	3・5・226-10号 北条道明寺線	藤井寺市川北三丁目、大井四丁目、大井五丁目、北條町、惣社一丁目、林五丁目、林六丁目、国府一丁目、沢田三丁目、沢田四丁目、道明寺一丁目、道明寺二丁目、道明寺五丁目及び道明寺六丁目地内	廃止

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
大阪狭山市	3・4・231-6号 狭山環状線	大阪狭山市狭山一丁目、狭山三丁目、狭山四丁目、池尻中二丁目、池尻中三丁目及び東池尻三丁目地内	一部区間の廃止 名称の変更
	3・4・231-7号 狭山堺線	大阪狭山市山本東、池之原一丁目、池之原二丁目、池之原三丁目及び池之原四丁目地内	廃止
	3・4・231-13号 狭山三日市線	大阪狭山市茱萸木六丁目、茱萸木七丁目、東茱萸木二丁目及び東茱萸木四丁目地内	廃止
河内長野市	3・4・216-3号 狭山三日市線	河内長野市松ヶ丘東町、松ヶ丘中町、楠町東、木戸西町一丁目、木戸西町二丁目、原町一丁目、原町三丁目、原町四丁目、原町五丁目、原町六丁目、本多町、古野町、西代町、本町、栄町、長野町、喜多町、上田町及び三日市町地内	廃止
	3・6・216-20号 長野富田林線	河内長野市本町、菊水町、古野町、向野町及び汐の宮町地内	廃止

(4) 大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

平成14年4月策定の大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)について、目標年次である平成22年を経過していることと平成24年6月にグランドデザイン・大阪をとりまとめたことなどから変更を行う。

対象市名	変更案の内容
大阪市	第1章 都市計画区域マスタープランの概要 第2章 都市計画区域の特徴 第3章 土地利用に関する方針 第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 第5章 都市魅力の創造

## 2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

### (1) 掲示場所

市役所・町役場	府庁
能勢町環境創造部地域整備課	都市整備部総合計画課
池田市都市建設部まちづくり課	
守口市都市整備部都市計画課	
藤井寺市都市整備部まちづくり推進課	
大阪狭山市都市整備部都市計画グループ	
河内長野市都市建設部まちづくり推進室	
大阪市計画調整局都市計画課	

### (2) 掲示期間

ア 北部大阪都市計画道路の変更、南部大阪都市計画道路の変更及び大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

平成 24 年 10 月 1 日（月）から同月 15 日（月）まで

イ 東部大阪都市計画道路の変更

平成 24 年 10 月 4 日（木）から同月 18 日（木）まで